

熱海港において、港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定に違反して船舶を港湾隣接地域内に放置し、港湾管理上支障となっている下表に掲げる船舶の所有権等の権原を有する者は、下記へ申し出るとともに、令和4年6月20日までに該当船舶を除去すること。

期限までに船舶を除去しないときは、同法第56条の4第2項前段の規定に基づき、知事又は知事が命じた者若しくは委任した者が船舶に対し必要な措置をとるので、同項後段の規定に基づき公告する。

なお、船舶を除去した後に所有権等の権原を有する者が判明したときは、船舶を除去するのに要した費用を所有権等の権原を有する者から徴収する。

おって、関係図書は静岡県熱海土木事務所において閲覧に供する。

令和4年5月20日

熱海港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

1 申出先 静岡県熱海市水口町13番15号

静岡県熱海土木事務所 用地管理課（電話番号0557-82-9166）

2 除去すべき船舶

整理 番号	所在場所	船舶等の 種類	材質	長さ	幅	色		船の向き	廃船 番号
						内	外		
1	長浜海浜	ゴムボート	PVC	2.75m	1.46m	黒	赤・黒	下向き	不詳
2	長浜海浜	手漕ぎ	FRP	4.10m	1.45m	白	白	下向き	不詳
3	長浜海浜	手漕ぎ	FRP	3.50m	1.35m	白	黄	下向き	不詳
4	長浜海浜	手漕ぎ	FRP	2.90m	1.40m	黄・白	白	下向き	不詳
5	長浜海浜	手漕ぎ	FRP	3.70m	1.30m	白	白	下向き	不詳
6	長浜海浜	手漕ぎ	FRP	3.00m	1.10m	黄	黄	下向き	不詳